

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第351号1  
令和4年（2022年）6月30日

松本 雅行 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第4-9号
土地利用類型 の 名 称	谷戸の住宅地
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 外
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市扇ガ谷四丁目354番1、354番2
行為の 種類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 ( <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区 ) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p>&lt;地区の特性・課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・谷戸は、鎌倉の特徴的な地形であり、社寺、武家屋敷、別荘など古くから土地利用が行われてきた場所でもある。</li> <li>・静かで落ち着いた雰囲気を持つ面もある一方で、道路幅員が狭く、また地形的な制約から行き止まりとなる道路が多く、防災上の問題がある。</li> <li>・緑に囲まれた戸建住宅を主体とする中に、今も近代鎌倉を象徴する邸宅が見られ、丘陵の緑を背景として、古い屋敷や門塀の風格ある佇まいなど、鎌倉らしい魅力的な景観が形成されている場所であるが、敷地の細分化やそれに伴う宅地内の緑の減少など、住環境の低下や街並みの魅力喪失といった課題がある。</li> </ul> <p>&lt;景観形成基準に係る協議内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁は基準内の色彩となっている。</li> <li>・敷き際の囲障や植栽計画は、既存の自然石・竹垣に代わり、コンクリートブロック（化粧仕上げ）・格子（人工木材）とし、接道部の通り景観に対して、一定の配慮がされている。</li> </ul> <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	